

案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を給付します。

支給対象世帯

①住民税非課税世帯／基準日（令和4年（2022年）6月1日）

において、当町に住民登録されており、世帯全員の令和4年度（2022年度）分の住民税が非課税である世帯

※7月上旬ごろに支給対象と思われる世帯主の方に確認書を発送します。住民票の住所と居住地が違うなど、確認書が届かない場合があります。提出期限を過ぎると給付金を受けられなくなるので、コールセンターまでお問い合わせください。

有田川町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

・ ☎ 0120-073-707

- ・ 場所／金屋庁舎1階応接室内
- ・ 受付時間／9時～18時（役場開庁日）

※修正申告などにより、世帯全員の令和4年度（2022年度）分の住民税均等割が非課税となつた場合は対象となります。世帯主の方からの申請が必要になりますので、コールセンターまでお問い合わせください。

②家計急変世帯／住民税非課税世

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

帶に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年（2022年）1月以降家計が急変し、同一の世帯に属する全員が令和4年度（2022年度）分の住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※申請が必要です。申請書は、コールセンターにて配布しているのでお問い合わせください。

注意

- ・ ①②のいずれも、世帯の全員が住民税均等割が課税されている方の扶養親族等になっている場合は支給の対象外となります。

- ・ 既に令和3年度（2021年度）分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯を含む）の支給世帯または当該世帯主を含む世帯は対象外となります。

- ・ 分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯を含む）の支給世帯または当該世帯主を含む世帯は対象外となります。

・ 支給金額／1世帯あたり10万円

・ 提出期限／令和4年（2022年）9月30日（金）

令和4年度敬老祝金の贈呈

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、また町民の皆さまの健康被害などを考慮し、今年度も敬老祝金事業を実施します。

敬老祝金の対象となる皆さまには、町から秋ごろに敬老祝金を贈呈予定です。

問 長寿支援課（金屋庁舎）



登録はお済みですか？ ありだがわ防災・行政ナビ

防災無線の放送内容やハザードマップ、緊急情報等を確認できます。お出かけ先でも有田川町の情報をチェック！

「ライフビジョンアプリ」をインストールしてください。無料で利用できます。



iOS
(iPhone)



android
(スマートフォン)